

# 2023年4月1日より、植物に加え 「物品」も罰則の対象になりました。



**違法な持ち出しは罰則の対象です。**

輸出相手国の要求に合わない植物や物品を持ち出した場合、検査を受けるにあたり不正行為があった場合には、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が科せられます。法人の場合は5,000万円以下の罰金が科せられます。

詳しくはこちら



**農林水産省**  
植物防疫所